第9-13表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits

	日本1)	イギリス		
種別	児童手当	扶養控除(所得税, 住民税)	児童給付	児童税額控除	
根拠法 令	児童手当法(1971年)	所得税法(1965年), 地方税法(1950年)	1975年児童給付法	2002年税額控除法	
管理運 営主体	市区町村(公務員は所属 庁等で実施)	国税庁,都道府県, 市区町村			
財源	国,地方(都道府県,市町村),事業主拠出金で構成(国 57.3%,地方34.7%,事業主8.1%,2015年度予算ベース,公務員を含む)		一般財源		
受給(適 用)要件	15歳到達後の最初の3月 31日までの間にある児童 を養育している父母,その 他の保護者	族のうち,その年12	ている場合は20歳未活	場)の子を扶養している 収入等に応じた減額 措置あり	
給付(控除)内容	(1) 所得制限額未満の世帯:3歳未満の報1 万5000円,3歳に第1 万5000円,3歳に第1 子・第2子)は月五年額1 円,3歳以上小学を修りは月五万円,了まで額1万万円,了は月第1万万000円,円 下門,可料量、額間の円,下門得当分額1 万円,額間の円 統付月額5000円 ※所得制限額は年級・ 960万円共帯消で基準に設定、2012年6月分から適用		第1子 20.70ポンド/週, 第2子以降 (1人当たり) 13.75ポンド/週 (2015年)	家族控除 545ポンド/年, 児童加算 (1人当たり) 2,780ポンド/年 (2015年) 障害を持つ児童の場合はさらに加算あり。	
備考	グから週田 保育料は手当から直接徴収が可能,学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能(いずれも市町村が実施するかを判断)				

⁽注) 1) 2015年度の制度では子供を保育園に通わせている場合,第1子が小学校入学前の第2子の保育料は半額,第3子以降は無料で,第1子が小学校に入ると第2子は半額から全額負担に,第3子以降は無料から半額負担となる。これを2016年4月から年収330万円以下の世帯に限り,第1子の学年に関係なく,第2子はすべて半額,第3子以降は無料にすることを政府が検討中。(2015年12月)

9 勤労者生活・福祉

第9-13表 育児に対する経済的支援(児童手当等) (続き)

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

	ドイツ			フランス	
種別	児童手当 (Kindergeld)	育児追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当	乳幼児迎え入 れ手当の基礎 手当
根拠法 令	1996年租 税法62条 及び児童 手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典 L521-1~L521-3	社会保障法 典 L531-1
管理運 営主体	家族金庫(選ンシー内に	車邦雇用エージェ 付設), 監督指揮 家庭省にある。		全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	一般財源 (連邦:74 ⁹ 26%)	%,州·市町村:		企業の拠出金:43.8%,一般福祉 税など租税:22.1%,諸手当に対す る国及び県の負担金:21.9%(全国 家族手当金庫(CNAF)の主な財源, 2012年)	
受給(適用)要件		民業者は21歳未満、2を扶養していること。 民業主当を受していること。 民主のでのでは、1人親600 人1人親600。 の生計費にでいるのでは、 の生計算限をしていないこと。 と、でいないこと。		20歳未満の子を2人 以上扶養している者 (所得制限なし)	
給付(控除)内容	子は月190 ユーロ,第3 子は月196 ユーロ,第4 人人にユーロ,第4 人人に2016年現 (2016年現	予1人につき月額 140ユーロ・月10学 年修了までのし、 新学年の学用に対し、 新学年の学用には 年1回(8月)100 ユーロを追加支 払い(2009年8月 より)。	で7,008ユーロ(2013年)。 内訳は年額2,184ユーロ (夫婦の場合4,368ユーロ)の児童扶養控除と,年 額1,320ユーロ(夫婦の場合2,640ユーロ)の「監護・養育教育控除」。 ・このほか、養育にかかった費用については,2012年以降,親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される。	じて決まる。11歳未満の子2人の場合,月額129.99ユーロ(2016年1月1日現在)	原則, 月額 194.98ユーロ (2016年1月1 日現在)
備考	児童手当か児童扶養控除か有利なほうが適用されるほか 社会保障上の優遇措置がある。 また、2歳以下の子を持つ非就業、不完全就業(週30時間 以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			ほか,税制上又は年金上の優遇措	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」,日本:厚生労働省,内閣府,財務省ウェブサイト,イギリス:Gov.uk ウェブサイト等,ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト,フランス:家族手当金庫 (CAF),政府公共サービスウェブサイト